澁川六藏上書

下

洋学文庫
文庫8
C1018
3

鵺之御尋ニ付鵺儀申上候書付

渋川六蔵

此節月夜ニも無之候処鵺鳴候由如何之儀ニ候哉右
由之儀ニ付附候事候ハヽ全く之意ニ申上候　御渡本草ニ
此儀勘考仕候処唐土ニも古人ハ鵺鳴之書物ニ注ニ鵺鳴
ニ吉凶之占ひ当宋書ニも鵺鳴占ニる種々論並候共書ニ
取留候儀ニ者無御座候得共或者陽物ニ而ニも鵺鳴し
候を棲宿ニ而も候を鳴し候処無月之夜ニ鵺鳴候ニ付
平常其儀ニ候得共ニ官家観輯要ニ書鳥夜啼

文庫8
C1018
3
43-10539

有征行又烏鵲羣飛夜鳴其郡邑有驚とも有之候得

何連ても凶事ニても不容易儀ニ付當時柄軍ニ候得等閑ニ無之候

勿論ニ候得共佐候得共如何成人情穏ニ而国民安

堵之心無之難有之候得共自然無難も其筋ニ惑し棲宿

を安んし萬民ニ候得も有之る義ニ付古人も　静ニ居す

を難し候より其使ニ至ても鳥ハ凶事を告候より其忠ニ近き

より申越候も結句穏し居候ニ付

御心得ニ為相成候義ハ有之候ニ付然ハ一統ニも承知仕候て御在

右ハ今年ニ御座候右ニ付考仕候処書面之通ニ御座候ニ付此段内密

御請申上候

卯閏九月

渋川六蔵

右天保十四年壬九月晦日本多丹後守ニ差出ス

此旋風立候後満等有來申上候書付

渋川六蔵

廿一日廿二日両日共東北之方より黄霧立昇り其後暴風
荒しく来り四方晦く暗夜ニ候も如何ニ候ニ付京西等ニ候
哉ニ而一天中ニ昇り候所作渡東長ニ石ニ塵土ニ而砂礫飛揚し
白日晦冥世と申頃ニ而黄雲の如く見へ候ハ東北之方ニ当り
旋風之巻き候ニ而御座候ニ 廿二日ニハ築地辺ニて旋風巻申候ニ御座候 旋立之ハ気を流ス也
水の渦まく如く暴風吹起り候ニ而旋風巻き候ハ砂を飛ス
沙塵ニ甚之火之両年無雨ニ而塵土砂乾き居候所風ニ随ひ立

昇り日に映して其色赤く見へ日の光りも失ふ満ちて四
方晦冥と成りゆきてさして雷鳴さへ出来は風ハ人の呼
吸のことく天地ゟの変化ゆゑ西雲を経しはなれ以て西
雲降り出し天寧清明に未来事を考るは宗家に天禧
元年四月廿日京師悪風吹四方暗く其後大雷有しは
其後疫病流行致し候右之疫病流行人民安穏仕候
是等に因く考ゆへき先日の一般風疫流行仕候先述之ハ
禍事起り此候是等は且未続暴風吹候之を惜そ候共も
清征此候是院之先し延正二十七年三月ゟ西北之大風

吹き砂礫を飛し曾　天を蔽ひ五月に至り止め申候
嘉靖十九年四月京師黄霧四方に塞り幾く紫赤
色にて忽チ西北ゟ暴風吹起り呉邦にも相免し
此儀ニ付御吉凶を捫り候義ニハ余し此後先暴風ハ大災
之兆しと申伝候而其理有之候哉此後先大之克ニハ程然
御月ニ候得共是等ハ不吉吹風様之ある事ハ大事と申すへし
其上風ハ天之号令と古人も申置候へハ此節之暴風
ハ天より警戒を示し候とも一旦ハ此怨事ニ候得共
深御徳を御修め遊仁風を以万民を御撫遊ばし候

猶此上人情も穏ニ相成暴風も静ニ可相成哉と
奉存候以上
卯十二月十六日
渋川六蔵
十二月廿六日丹後守に差出

上
渋川六蔵
昨年冬之頃より御改革被仰出候ニ付而人の心離れ
殺きて上之思召ニ奉る所清改正ニ而此方御趣意行届候事も
無く罷在候人も此節ハ有紀ニ而相立候ハヽ世の乱ニ可至と
ありゆへんと実ニ寝食も安からす此度ニ趣ニ而天下の有紀ニ鏡ニ
良医の病を視るかことく何とも無之無事安寧と存候処今
向ひて後ニハ大病ニ可至と申し候へとも誰ニ而も聴事を知らさる
愚昧の只志深き忠臣のみハあらかしめ其兆しを知りて深く手

萬を扱されハ世の人の憂とならしと云ふ者ハ憂ひすして憂ふるま
足りしまさる事を憂ふる者ハ至憂なりとこそ古人も申置し
いつ迄か今の世の有様ハ至憂なるきとも誰ありて言上する者も
なき故に定て世ハ太平に治安心すきるへく候得ハ世を安く治
むると思召るゝ農夫の春耕さなくして秋の豊穣を祈るか如くに
候へん昔叔向といひし人も大臣ハ禄を持して君を諫めす
小臣ハ罪を懼らんと忘ふて上書を浪ねとの人情を君知し
めさぬ故にやこのこく國をひあんと申しとら実に此頃の人情輪り
も上の法度を恐ふし上るものもなく重き役人の事業の文

須ひ無きし志あるとのも千を憶ふして世の成ゆきを傍に
見なるし事なきうしと深気候ハヽ若事あらん時ハ上の
如くに成るへくそん其時に當りて世の成ゆくと御種を入れ候て
此行斗の法度を起すきらんくやと思ふ人ハ勢ふ役ハ人の心を帰るを
専とし人の心を失へハ忽ちに乱る候へハこそ御威光を
以て制しはへ一旦ハ服し候ともやかて元の如く強き家々に
御心永く法世話はけまる思召應り速やかにゆき渡り
萬事の發をも早く役人をはハさまへんと急速の
思召にて候へハ未々あるまく御事節もなく手組て成

何となく人の心を恨み憤りハ又よきものを忘す法作体
至極は之ハ忠臣も佞人もよしあしをみて法政勢と存ち
まなりがたく候へハたとへ軽き法政とても人のよし
汚しをいとふと法擬ニ於きまして忘るゝニ御相違於きれ
ば人の心服ひ致して君の法為ハ水火の中ニ入りても
命を惜まぬ様ニなり申候さまでも 御主人上様ニ
御心を尽され候とも此段の如き 執政となてハ法政勢たる事
殊ハ是ある事ニ事と移し玉ハ万の事 皆能々後り相違なき事
如くよしと仰義理の為る事ハ悪る人の信ふ所のなと

東照宮も宣ひしより 此度の法律組ハ正しく初メとハ相違
候ハ 是ハ 神道にも恨ひ給ひ致なるや素より如く諸士天災
ニ續く年作も其のいかり天時人事合候しにハ忠
臣之事ニ事ニ於て移しさ此度の御事初メまてハ執政の人々を
法積擬於いさ真ニ候上ハなく政事の得失を忘レ候なり
あるへより述ニ封書して奉る事ニ候と御出ニ候得ニ也
皆申きし者とは賞し於いさ候ハゝ人心正しきり太平治政を
無くハ明主ハ軽く思ひてますゝよく暗き給を護してますゝ
思なり又かくより継けハ暗くあまねく継者ハ明らかなりとも

是迄之見ゆる人々の異見を御採用なくてハ世の人情ハ
志難しめさまじき事ハ云々 法度約を作出しても庶人服し候
まじハ人々の云意を詳くさせ成り兼よりの事ニ而も下々の云意を
詳くさせ候へ夫ニ而下の好む所と悪む所の都合を見へ夫を斟酌
して作出されん事ハ何ゆゑ人心服ひ候ハさる事無之と
存し候

一 御政正路にて御勝手の事ともも当分ニ付御定無之候
強兵富國の法を志行して文学武備の御手当と何ひ候
法をとハ存し候とも其御役人を得と御撰ひ抔とさるへく候

東照宮の御時大賀弥四郎と申せし者ハよく御用ニ立けれ
少年より三河の國二十余村の御代官ニ成登りけれ此者元より
節よき人なれハ何事も思ひの外時ニ叶ひしより次第ニ
好曲の挙動おこりて御家人の内四切ある者も己ニ達て
叶ハざる者ハあしさまニ言ひなし己か心ニ従ふ者ハ能とり立
是ハ所ニ而も内ニハ情ニ怨みなき者もなくして御寵
遇厚き事の故誰ありて其悪事を訴ふる者もなかりし
しまひに至て逆叛を企て中々の地ものにても私恩を
行ひしゆゑ顕れてしかる逆叛と言して弥四郎か事

法尊背にて彼元より腹何きこえのなれとも当時出羽邊て
豪勇之人も出ても願望していひ出るともさま/\経く様式
世務り　御家の大事引出さんも斗りかゝし法尊方の阿
こそ幸ある迄とそ種々の悪事たかたへ立言上し程詳なる
事ハ法目付に出尊方迄て言上せしかハ少しもたし驚きなせ
たひ追々に法尊数参当して夥分のなりあなた遣孫四郎ハ
重き罪と覚りれ後しと孫四郎か事悔み
思ひし家臣ハむしろ元喬雅に出んとせしと家臣ハ案しと
孫四郎元より勧メつ出遣ハ出奔しなり是ほのなり度々に及ひ

人々語るに是も民のなやみとなりあまき乱すらんと危ふ忠言し
給ふまじんハ我家強と着し昨ては情なかるへきハ奸曲の侍也
凡人の上としてハ人の賢愚邪正を識りてけ言語の実
らさらんとりてそ古舞をまへしと宣ひしと承りしハ
東照宮の御威徳にても猶奸曲の人に誤り給ふなり
まして世ハ今とても孫四郎に似たる者多くしてもやかく
誰もそ弁へし抑る才色み還す賢良の人々を退して
法尊様遊さるへくハ当時の目付ハ御前し法然寵遇の
浅深によりて毀誉ハ争しいハ是文御用心遊さるへくハ

一 御政正路方諸役人の心あしくハ潔くなくて猥に人を推挙し
頼ミ事を取しく私出ひして古来ハ無ひ其悪風甚し
人物のよしあしの差別もなく諂諛するものをよしとなすの
風盛になり行きにハ志ある者も事に拘りて其まとハ諸役人
皆権政の好む所に合せて政に有りし也くハ
東照宮の御時ハ人を見ひ給ハんとて土井利勝を召して
何しの人物ハ如何なると御尋有しに利勝申すに其ものハ
若ハ右方に出入せさるハ人物の善悪ハ知りまとと申しに
御言葉有りしまゝて諸旗本の善悪を知る如くいとも承

心得ある也今にては下の者ハさのみ人を志と申すまじき程の者
ハの志ありても無しさると知りまとといへて其事に政等ハ家の
善悪を若に見定め我用ん時ハ心安からん文役なる也ハ以まで
も知りまとといふ者を以ても政をかへる心掛の浅きものと知りて
意識をゆるしかたき事ハ我道なれ誠と思ひかんに勢して
武道の心掛深く志操あるものハ上役に追従を好まさる也ハ立役
の方に出入せさるものハ内にいりて其の人物ハ有るなり其中
にて人物と撰みてこそ見当の道なれ今雑庫の門に在る
き刀剣程にてあるときハ誰も取出して我に悦ばせんと

思ふに一刀剣ハいかほとの名作といへとも治世の用に
立ては家蔵にかさる宝の中にてハ人材にして
いなしといふ諺を是年よりきく所かる卒爾の對せられ
治国の方を顧ミ立入して其知恵あるもの弁出身をはかるへき
諸人の心を治むるに何しく告可傳論候の風に成させん
凡世家の弊ハ人の身のゆへし人身の元来裏をハ如此と記
まことに大名の家にても人ハ紀を知り義をもあらハ一層乃
元来也諸人の義来属くし算ハまかりても息さへ出ハと
思ふなれは成り立の恩をかりにしても思ハまし眼前をよく

永続互に観望まてとして巧知にして人心治むるに濃濃
して家法の頽敗をもつてハ遂に亡滅の基をも聞出あり
治ハ只今の失言ハ看過きもこれいへとも此後ハきと慎へくいさゝか
粗忽の事なく家令をよく守り遠慮せよといましめ給ひ
しも是なの　御意にハ只今承りて其感涙をもつて免益
以来ハ法度にかけて
神祖より人材を大切に思召しなから此後大臣の風にハ
臣に論ふさらにいさゝかに乱して人を進退いたすへき人の心を
難き離進いたすと存しくなりし後余抱きるへくくれ

一 此度之御譜本の面々とても
御前の御為に一命を差上申すのみにハあらず今更案じ候ハ
昔より諸大名ハ於文を以て務め古今の未聞なりき
祖宗の御仕義を感ぜらるの次第にあるへき和漢古今同
事なれハ然るに世の変ある時ハ忠臣烈士の輩あらハ皆其の
祖宗の恩を思ひ出して紀綱の弛みて一門の内にも威令の行
はれぬ事の二つありとこそ思ひ居らるへし此頃といふ事に
御心を合され此一門の方々と御共に御譜本の面々ん勝れ
まじり其志あらハ抜き出らるへし諸大名も御味方ハあるへき

申候へハ
東照宮ある節
台徳院様へ御奉公申上しハ小身の御譜本ハ三河より
見とゝけて召仕るゝ者なりし御譜代大名ハ
當家と無二の者に候ても外様國持の家来に至りてハ
只其家を大事と思ふ時に志をかハし幾世につたへて家名の
永く存せん事を專一と存し頼みに思ふまてに候ひし
只今の有様にて御譜代大名とても頼むへき様なきハ
神祖の御恩を忘れし者あらせ此國のあやうからん事

一

とこれらの事を指させ給ひて称し玉ひ

是によりても有難き御仁徳の程ハかくてもあまねく仰ぎ

奉りしハおのづから御慈悲にましましけると感じ奉れ

東照宮ある時

台徳院様に　仰せられけるハ天下をたもつもの専ら慈悲を

以てすべしされども慈悲のみにてハ剴落する事あり

たとへバ家臣の門ひろきの嗜みなく朝夕酒宴に耽る類の

ごとくなりとても是けハおのづから甚風余人をも押うつり

勇気も次第に弱りゆくしんがらん君ハかゝる者を愛

刑戮し忘人を罪しと候さしても本心を正さしむべきと宣ひ

しとぞ

台徳院様深く感し遊させ玉ひ慈悲を主としてハあまた

の御教諭こそ子孫の末までも語り伝へんと御自身に

記し給ひ遊させ給ひし是らの　祖訓ハ能く　思召あハさるべくハ

熟して法度事向ハ事ハまたく呉朝の事とを知るべし

事も及ぶべからず

神祖の御政蹟を莫大にして世を太平と称し玉ひ能ある

此度の御模様ハ一字毎の警をとりて子孫の為に石を記し動し

歳ある様ひ如く只今の門今一きりの出世伝是あるへきは
神慮の程もいかにとおそれ乍手は存おそれとも不顧
言上仕候

卯月十七日

右天保十五年卯月十七日大和ち旅人ならんと国中当歳
御茶膳し同廿六日清図人宅ゟ　御恕し
御意相伺候

上

深川六蔵

此度於て日入後ニ東南之方ニ白気致候き日ハ陽光地
平ニ無気或ハ雲ニ映候而して毎年黒気猶き日ハ各方
ニ振ニ気有之候ても度ニ出候ハ黒気猶出候ハ水気之
昇り候ニ甚数成ニ湿之湖ニ候ゟ大也猶く横出ハ湿気の立ち易きと同理ニ候空中ニ水気満ち日く
陽光天ニ映り候て虹ニ顕るもの也出候ハ黒気も甚き日ハ猶て
より白気西ゟ東へ亘り候ニ出候ハ是ホ亡兆ニ應出候ハ白虹亘天
慶永隆元年六月戊子虹霓亘天、右ニ外漢土の書ニ此類多く有之申候なすし事と発而至りし尤御懐ニ被下ハ

去ル比ハ去ル十三日夜六ツ時ゟ月輪三ツ並ひ出候も月外水気ニ
映り候ニ而迚も雨気を催し候兆と奉存候処一昨日ゟ大雨ニ
相成し水気散し候義ハ去ル比ハ是亦ハ月輪の妙用ニ而能く思召し
変ニ随ひ一時の変化を顕し候ハ天地の常なる吉凶を約り候
事ニハ去ル比ハ新たなる御政道あるにしてかく悦ひ楽シミ候
節ハいつれの天変も吉瑞と相成候ても左なき時ハ
凶し天地の変化も吉凶と相成候ハ、終ニ和清徳義の顕
候ハ好と天地と其徳を法とするとハ申迄く候ハ毎年有し候
共事ニ茂申越し候も人情の穏なるさるさるニ而候

是亦の処　思召を御考せられ候而右の白気も陽気の
盛なる吉瑞と相成候ハ天地の変化ニ吉凶を示し候へとも
人君の御徳義ニよりして天地も動かし候事ニ候へハ
御政務の治るとおさまり候をさるをと吉凶とも申へく哉ニ
奉存候以上

六月廿日

右同年六月廿日丹後守殿江差出ス

霖雨之儀諸事ニ付申上候書付

沼川六蔵

去月中旬より日々大雨降續き俄ニ冷氣ニ相成り候處
いのちや有衛ニ而ト上ヶ候年長ハ如何の天変とも涼く
諸農家ハ格ハさ迄ニ候ハヽ識ニ萬民の歎ハ此上なき事と
雑有難しく候ニ付色々申上候数日案勝候所ヶ以心
小五月中旬より異氣催し甚以来ハ雨々天気兵し
地氣之上昇り候而多分之處秋冷ニ成り大雨降續き候處
茜能ゆへ雨中些ハ俄ニ冷氣ニ催し候へとも秋ニ成ハ雨を

此にありて事ハ萬民を憐しめんと常に志あらハ勉る
大雨降續くハ天變にて天の戒めなれハ古の賢き君たち
自身を顧ミ驕る天變の有る毎に政の宜しからぬ所を正し
て恐れ慎ミしに後世の君ハ自ら戒めもせずして天變の有る毎に
天數自然の事と思ひて心にも止めずして却て自ら戒め
ざることのみなれはり世の治亂國の存亡ハ訝りし事ゝ浅ましき
慈ありしもこと深く慎み控さろし思召深くまします由を承り
御身にありて何ぞ此謂りもましまさぬに猶霖雨を憂ひ心に
至させらるゝ所ハ誠に難有き事と存しまつれ宋の高宗と申君ハ

雨霖ハ人の怨の積りて雨となりて深く降しよりなると称せ
実ニ天と人とハ素より同事なれハ民の怨ハ天に通しぬ事必然
誠中なる空語の中とりしても政まる所ハ萬能の積りも正からず
天人一理なる所ハ危ふからん政に過ち有所ハ天の変見ゆると
いふも過ちを知る者ハ責をとなる知らさる者ハ世めても知らす
いかにもむつかしめて災ありしれたまへし災を知りそもむつかし
の雨なりしたもいひて心にかけぬ事ハ終に身にかかる災と
なりぬ父母の家子を能育てんと思ひハたまへし教導し
ますにいかなしのこころあるする所ハ我子なりとも思ひたまへる

時ハのかしる事もまたさまハ父母の世あるへしと思ハ
移て大なる災ひと炒なり禹湯水旱といへと聖君
ハ猶其世あありて飢免かれたれと速なるへしと申せとも
誠中古ハ三代の后臣ハ此言葉を能く思召し合さ原
由てくれハ和漢の昔を考へ候ニ少人を寵用せし代ハ皆脆く
正しからさる政事を續きしハ法令の整ふる事成難ニ南走
以来ハこそ續き来りけれハ其いさまぬ者ありけれハ世も
申上候て　御年寄を薦り候へと人皆民を安じ因幽度おハ
しますとのみ申侍ても未々待ち候人世の事ハ一つもきる世話

又は知らせなかれとさやきて譲り候也若や又様は御そし
其さハいかにくりに帝王と申す方とも國土のうへなめとハ有り
世の人々世の為と思召さハ申上候ては誠に実にかる考へ
くれ内実の事又ハ御勝手向混雑に候ても其事に取りては
無息無手職業の御待人救荒援民の御手当もなく候ハ
正しも其役の者ハ今限御務へ多分の事にまかせしめさせ
御安心被下候て御遣方向厚く世話あり世も安し候へと
務上候ものハ諸人の怨に懐りて御先に此毎年来て
当年もしや此年もまた候て世の中ハいかの成り候へんなと

も恐入候得とも至極大切の折柄と奉存候此外萬民のため
旁々皆々押包ミ氣を尽し候ハヽ清勝手向迄く清政事勤
穏ニして人心も悦ひ勝し候ハんと　思召も被下候情通せす
して諸民の情り天ニ通し　此霖雨ニも相成候かと奉存候昔
孝心の婦人一人を殺してさへ甚怨ニて三年の旱せしと
こそ申候ハまして萬民のなけき候ゆへ今霖雨も是ゆへかと
存候ら手ニ候遠ハ清勝手の事も清乳潤のみ人々好曲の人を
退け捨てさせ候ハヽ天ニ年時作も穏ニかくやすかるへき事
候ニ付奉存候以上

辰八月七日

右同年八月五日丹後守様江差出ス　御意有之候ニ付同月
七日又上ケ候同八日　御返し　御意ニ　御含ニ

旧例

後漢之安帝元初四年七月霖雨降りし記ニ而して
日今年五穀このりて取収むへき時なるに連日の雨降り晴
而て五穀を損ふへしと深く憂慮ニ相成ての然と思召す

起る霖雨ハ人怨の致す所なり
同延光元年雨降續きしに陳忠といふ者上書して曰
古より雨降り續きて水出るハ皆君上ハ御威光薄くなり
臣下ハ威寵を恣にし権を専らにし陰気盛にして陽気の
衰る故霖雨とハなるなり
陳の太建十二年八月大雨長く續くに此時叔陵といふ者強暴の恣
ほしいまゝ故陰気盛續きたる應験のよし
唐の太宗貞觀十一年七月一日黄氣天を覆ふ其後大雨
降り續きしに詔を下して曰暴雨災を下し浩水瀰漫して心静
小其科なと思へハ甚悪き思召となり諸臣を我侭と上書
してかくまて申上
宋の高宗建炎三年六月雨降り續きし時直言せよと
詔有しに李綱といふ者上書して曰今といふ国の人
年々戦ひ事りて諸民苦しむハ其怨の積りてかく雨久く
降るなるハこの天災あるも素より生ずる也ある事にて経也
雨も降る也紀綱もなく雨降るなり
明の世宗嘉靖元年四月雨久く降り續きし時鄧繼曾
上書して曰御前にハ邑を置き賢人を親しみ給ふの思召し

次第に始のごとくなりしかば天より霖雨を下して驕を戒め
示すも有り速に思召を改て天心を清涼し天の戒めし
善人なれば有難き也

雹之次第等府中より書付

温川 六蔵

此程夕刻東之方ニ雹降り去ル十八日夕刻ニ南之方ニ
雹降り雹強く其時節柄如何ニ候哉府中上ニ
年長ハ先日霖雨漸く晴し後ハ再度暑を催し
久々の湿ニ而土蔵ニ籠り然し地気多く立昇りけるに
去ル十八日朝より南風吹き蒸暑ニ而暖斗終日七十二度程
霖雨晴し後a如何の暑気ハ至而なくれ
に昇りし故猶々地気多く立昇り其後
也然るに甚きより蒸暑後　然んとて雷鳴雹有之し

事なさして聞り並ゐるが其二正直なるくは無なかり此程
よきなりと思ひしあらぬ世の故に違ひ雷雨は晴れ行ひ
しかるも今は時節なるのひゆる故晴雨もますます定り無りを
於天心は付ハきまで違ひ難きなり有紀やさしき雷光をも
此者ひし遊ばすは天の心を深く案ぜずしてゆく世を平らかに治め
民を安く保ちあるべきと思ひて何事も理相と知ることの如く
移し上は昔の人の中にしも時ならぬ雷光は兵乱の兆と
いひ又ハ古年の世にハ雷光人の目を驚かすも見えしハ此程の
雷光ハいつよりも足らぬ事なれ流行し考へゆる六月十三日

二ハ三月並びに出其頃白気天に昇り去月末より霖雨降り
流行き諸國水災多く此頃不時の泥土の内に雷光甚しい
又ハ此度事節の事成り大切の事なり申しけりんとて和蘭陀國
主より使節来りし事なれ天時人事なに何となく有るをまた
移し上は殊にハ云へとも天変打續きし事に若しや外國
兵乱起りけれ天下の人民和をなくあるまじきを行
恐るべきは人々きさまでも此月十七日頃もやむなく此頃ハ兵乱
情は只ハ実は法大切の時来りけるとも移しき春秋精の此
記しける事ともなれりいても告人君の法心は天の感應なるべし

影の形ニ随ふ如くなれハ國の盛敗興亡も皆人心より
出るものにて漢儒董仲舒か言ふ如きも政事の失を天地
天よりまつ災害を降して人君の思ひあらしむる如くなし
来りし其れも猶改めさる時ハ怪異を示して驚かし
しめす事ハ天の人君を愛し玉ふの深きにて其乱なく
世を止めんと欲するにて有りしことにハ昔賢の有る君の世よりも
天災地妖ハ起りし者也是に遠く思ひあらして政事を行
ふる大臣をたのみし直言し政事のよしあしを申述
天の意ニ合ハしむるハ世ニ富ミ栄へし後の世よりも聖君賢臣と
称せられさるハ天災地妖も皆人心ニ起る所に感して國の災
となるさまにして却て世の福と成りしためハいつれにも
古聖の天災の出る時ハおのれの身を思召し猶深く御慎
被遊て大臣を直言して御政務の得失を議し
給ひし天災も消除し外國の患ひも擾ひなき事と
存し奉り候

辰八月廿二日

右同年八月廿三日丹波守ニ渡ス

ヤトル ヘトル

上 [illegible]